

問題1. 輸出令別表第1及び外為令別表の2の項に反映されている国際輸出管理レジームは、原子力供給国グループ（NSG）である。

問題2. 外為令別表の規定でよく使われる「係る技術」とは、「関係する技術」あるいは「関連する技術」という意味である。

問題3. 本邦にあるメーカーXの取締役である甲は、米国にある販売子会社Yの社長として出向して、4か月経っているが、昨日来日してメーカーXで新製品の販売の打ち合わせを行う予定である。甲は、日本を出てから、4ヶ月で、まだ非居住者になつていないので、メーカーXは、甲にリスト規制に該当する技術を提供する場合、役務取引許可は不要である。

問題4. 本邦にある貿易会社Xは、台湾の造船メーカーYから輸出令別表第1の16の項に該当する鉄板1トンの注文を受けた。用途を確認したところ通常兵器である軍艦の製造に使うと連絡を受けた。この場合、通常兵器キャッチオールの用途要件にあたるので、貿易会社Xは輸出許可申請が必要である。

問題5. 本邦にあるメーカーXは、ドイツにある子会社Yに輸出令別表第1の2の項に該当する合金 $\alpha$ （総価額10万円）を自転車製造用に輸出する予定である。この場合、少額特例が適用できるので、輸出許可は不要である。

問題6. 大量破壊兵器キャッチオール規制も通常兵器キャッチオール規制も、輸出令別表第3の地域以外を規制対象地域としている。

問題7. 一般包括許可が適用できる地域は、輸出令別表第3の地域（グループA）に限定されている。

問題8. 我が国及び国際社会における安全保障は重要であることから、外為法第1条では、「必要最大限の管理又は調整」を行うと規定している。

問題9. 本邦にある貿易会社Xは、東京にあるメーカーYから、バルブ $\alpha$ を購入したところ、リスト規制非該当との該非判定書入手していたので、輸出許可を取得せずに輸出した。輸出から1ヶ月後、メーカーYから、実はバルブ $\alpha$ は、輸出令別表第1の3の項に該当すると連絡を受けた。この場合、外為法の無許可輸出の罪に問われるのは、誤った判定書を発行したメーカーYであって、貿易会社Xではない。

問題10. 輸出令別表第1や貨物等省令で規定されている用語には、運用通達に規定の解釈で、一般用語と異なった意味で定義されている場合があるので、該非判定では注意する必要がある。

問題11. 東京にある貿易会社Xは、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可が適用できる輸出令別表第1の6の項に該当するロボット（総価額900万円）を外国ユーザーリストに掲載されている中国の企業Yに輸出する予定である。企業Yによる当該ロボットの用途が不明で、取引上の不審な点があつても、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を適用して、輸出することができる。

問題12. 運用通達によれば、輸出許可の申請者は、およそ貨物の輸出を行おうとする者であり、居住者であるか非居住者であるかを問わない。

問題13. 大阪にあるメーカーXの甲部長は、自己使用目的で、外為令別表の9の項に該当する設計図が入ったパソコン（リスト規制非該当貨物）を出張先のスペインに持ち出す予定である。この場合、その設計図を非居住者に提供しなくとも、スペインに持ち出すことになるので、メーカーXは、役務取引許可が必要である。

問題14. 福岡県にあるX市は、アメリカにあるY市との姉妹都市の契約締結から50周年を迎える。その記念として、X市は輸出令別表第1の9の項に該当する防災無線の設備一式（総価額180万円）を寄贈する予定である。この場合、X市は、地方公共団体なので、輸出許可は不要である。

問題15. 名古屋にあるメーカーXは、ノルマ達成のために輸出令別表第1の6の項に該当する測定装置（価格500万円）を無許可で米国のメーカーYに輸出した。この場合、メーカーXが法人として科される罰金は、外為法72条第1項第二号により、10億円以下となる。下線部分は正しい。

問題16. 大阪にあるメーカーXは、中国にある子会社Yに対して、毎月1回、輸出令別表第1の16の項に該当する電子部品を輸出している。メーカーXは、リスト規制該当貨物を輸出していないことから、外為法第55条の10第1項でいう「輸出等を業として行う者」には当たらない。

問題1 7. 横浜の工作機械メーカーXは、米国で開催される展示会に輸出令別表第1の2の項に該当する工作機械を出品する予定である。展示会終了後、直ちに日本に返送する場合は、無償告示により本邦から輸出する際の輸出許可は不要である。

問題1 8. 外為法等遵守事項では、「取締役又は執行役若しくは執行役員が（A）の最終判断権者となり、疑義ある取引の遂行を未然に防止すること」が求められている。  
（A）には取引審査が入る。

問題1 9. 名古屋にあるX大学の甲教授は、ニューヨークにあるY大学の乙教授と基礎科学分野の研究のための共同実験を行うために、輸出令別表第1の5の項に該当する貨物（総価額120万円）を輸出する予定である。この場合、輸出許可申請は不要である。

問題2 0. 外国ユーザーリストは、大量破壊兵器キャッヂオール規制の需要者要件に関するリストである。

問題2 1. 東京にある貿易会社Xは、米国にあるメーカーYより、輸出令別表第1の1の項に該当する暗視カメラ $\alpha$ を購入し、イスラエルにある警備会社Zに販売する予定である。なお、暗視カメラ $\alpha$ は、米国からイスラエルに直接輸出される。この場合、貿易会社Xは、外為法第25条第4項の仲介貿易取引許可が必要である。

問題2 2. キャッヂオール規制に関する許可申請先は、経済産業局（通商事務所又は沖縄事務局を含む。）である。

問題2 3. 輸出令別表第1の2の項（12）では、「核兵器の開発又は製造に用いられる工作機械」と規定されているので、核兵器の開発又は製造専用の工作機械のみが規制されている。

問題2 4. 本邦にある貿易会社Xが、取得している特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を適用して、輸出令別表第1の7の項（1）に該当する集積回路（総価額2,000万円）を英国に輸出し、現地の子会社Yでストック販売する場合、需要者として予定されている者等について確認を行い、かつ特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を適用することができない第三国にて転売される予定がないことを確認する必要がある。

問題25. 経済産業大臣は、外為法第25条第1項に違反した者に対し、行政制裁を科すことができる。

**2019年度**

**安全保障輸出管理実務能力認定試験(第45回)**

**(STC Associate)試験問題**

※問題文中で使用される略称・用語について

外為法	外国為替及び外国貿易法
輸出令	輸出貿易管理令
外為令	外国為替令
貨物等省令	輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令
無償告示	輸出貿易管理令第4条第1項第二号のホ及びへの規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物
少額特例	輸出貿易管理令第4条第1項第四号で規定されている特例
運用通達	輸出貿易管理令の運用について
外為法等遵守事項	「輸出管理内部規定の届出等について」の（別紙1）に記載されている。
輸出令別表第3の地域（グループA）	アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英國、アメリカ合衆国